

答申に対する所見

令和4年6月30日

逗子市長

殿

逗子市いじめ問題調査委員会

御中

保護者 [REDACTED], [REDACTED]

保護者として、逗子市いじめ問題調査委員会により令和4年5月14日に手交された答申について、所見を述べます。本いじめ問題の根本原因1~3、本いじめ問題を重大事態にまで悪化させた直接原因4、いじめ問題調査委員会が関与していない調査報告書5、今後の対応6、公表について7としています。

なお、別添資料②、③として提出している文書につきましても、本所見と同様に取り扱いいただくようお願いします。

令和3年3月26日、逗子市教育委員会より手交された調査報告は別添資料⑤として、本保護者所見に添えていただくようお願いします。

調査委員会におかれましては、ご多忙のところ、関係者聴取ならび資料の確認等の調査を行っていただいたことに、改めて御礼を申し上げます。

答申の内容につきましては、当該小学校と逗子市教育委員会が行った本いじめ事案の対応について、私どもが受けた不十分及び不適切、不誠実であると感じた対応の問題点が幅広く認められ、指摘されたものと評価しています。

いじめ事案の全容解明ではなく、学校及び逗子市教育委員会の当該いじめ事案の対応が適切に行われていたのかが審議事項であるのならば、調査要望であった教育委員会の時系列の動きに関しては踏み込み不足と感じられます。

法で定められた市長への発生報告日時、対処方針を決定する目的においての教育委員会議の開催日時、決定過程、その他会議の開催日時、重大事態発生から発生報告に至るまでの一ヶ月以上に及ぶ空白期間、いじめ防止基本方針不在のなか、どのような経緯、段階を踏んで本いじめ問題解決へ向けた行動を行い意思決定してきたのか。

また令和3年4月26日付文書で第三者による再調査を要望してから最終的に答申を手交されるまで、1年以上の期間を要した空白の期間についてどのような対応を行っていたのか、日時入りの時系列で経過として表記していただければより明確化されたのではないかと思います。

以下 2 点については明確にされるべき問題であるとの考え方から改めて所見を述べます。

(1) 別添資料③教育委員会対応(4)、隠蔽体質を疑わせる交渉について

いじめ防止基本方針の策定理由の報告について「県の教育委員会からも策定するようとの促しがあり、令和 3 年 10 月を目途に策定するというお約束をさせていただきましたので、このタイミングとなったということです」令和 3 年 8 月 30 日に行われた市長定例記者会見でこのように述べている。

県下で逗子市だけに「いじめ防止基本方針」がないのだから、県教委から策定の促しがあるのは当然のことである。

一方で令和 3 年 9 月 7 日に行われた教育民生常任委員会では「今回の提案は、いじめ重大事態に該当するであろういじめを受けた児童の保護者からの要望があり、策定に至った」と一転した答弁している。

市長定例記者会見において虚偽の説明報告を行ったのか、教育民生委員会において虚偽答弁を行ったのか、何れにしても説明責任を果たしていない。

逗子市教育委員会は今まで「いじめ防止基本方針」を策定せずに過ごしてきたなかで、いじめ重大事態事案が発生し、後付けで「いじめ防止基本方針」を制定せざるを

得ない状況になったのだから「いじめ防止基本方針」を長期に渡り制定せずに過ごしてきた責任追及は免れない。保身のために隠蔽を図る目的で事実と異なる説明報告を行ったとしたのであれば、公儀としての信用を失墜させる行為であり看過することはできない。検証を求める。

(2) 調査報告の改ざんについて

別添資料①とされ令和4年5月14日、いじめ問題調査委員会より手渡された調査報告は、令和3年3月26日、逗子市教育委員会より手交された調査報告と対比すると、改ざんされた箇所がある。

【6 今後の当該学校におけるいじめ・不登校対策に関する設置者の所見】この事項の文書は特に大きく書き換えられている。私どもは3月26日に手交された、逗子市教育委員会が取りまとめた調査報告別添資料⑤を基に別添資料②及び別添資料③を取りまとめている。

私どもが公文書として手交され基としている調査報告と、いじめ問題調査委員会が行う当該調査において基とした調査報告は一字一句、違ってはならない。

別添資料①「逗子市立小学校で発生したいじめに関する調査報告（2021年（令和3

年）11月）とされ、いじめ問題調査委員会へ諮詢を行うにあたり、設置者の所見事項

が大きく書き換えられたことはどのような意図があるのか。

他に以下文書も改ざんされていた。

別添資料⑤ いじめ重大事案②2020年10月23日（金）発生 5ページ

《*Aさんは、辛かったと思うが頑張って、教室で5時間目の授業に参加していた。》

→ 《改*A児は、教室で5時間目の授業に参加した。》

報告なく調査の基とされている調査報告が改ざんされていたことは信じがたい行為であり、他に書き換えられた文書があるのであれば明確にしなければならない。

公文書の不適正な取り扱いであり、調査の信ぴょう性にも関わるこのような行為が罷り通ることは許されない。検証を求める。

1 「逗子市いじめ防止基本方針」の制定を長期にわたり怠ったについて

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、地方公共団体に対し「地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努める」ことが規定されてから約 8 年、29 年 11 月には法改訂され「地方公共団体の基本方針も策定することが 望ましい」とされてから、約 4 年の月日が経過している。この間、県下では逗子市だけが「いじめ防止基本方針」の制定を行わずに過ごし、当該いじめ事案が無ければいまだに制定されていなかったであろうことは安易に想像できる。

私からの質問のなかで逗子市において、過去にもいじめ重大事態に該当する事案が、何件か発生していたことを担当職員は言明した。その時々に学校および逗子市教育委員会はどのような対応を行ってきたのか。その時なぜ策定に向けた行動を取らなかつたのかは理解に苦しむ。県教委から策定を促されていたのであれば尚更ではあるが、特に児童・生徒の目線からは怠慢と言うほかない。教育委員会の怠慢は教育に対する市民、児童・生徒の信頼を損ねる。

基本方針の制定が努力義務であることを理由に先送りし、令和 3 年 10 月 1 日まで基本方針の策定を行わず、いじめ対応を軽視してきた逗子市教育委員会の奇異な体質こそが、当該いじめ重大事態の早期解決を長引かせた起因であり、根本的な原因であることが答申から読み取れた。

2 「いじめ防止対策推進法」法の理解不足について

「逗子市いじめ防止基本方針」が制定されていなくても、平成 25 年には「いじめ防止対策推進法」が施行されていたのであるから、この法律に則って当該いじめ問題に対処する必要があったことは答申でも指摘されている。

「いじめ防止対策推進法」の理解不足に起因する不適切な対応により、いじめ重大事態の解消を実現できなかったという意味で法令に従わなかった不相当な対応として以下がある。（※事務局へ 5 月 17 日付メールで以下の日時を質問し 6 月 9 日に返答を受けた。）

市長に対して「いじめ重大事態」の発生報告日時が令和 3 年 1 月 4 日であり、対処方針を決定する目的において、教育委員会会議の招集日時が 1 月 6 日、22 日、25 日であった件について。

令和 2 年 11 月 24 日付文書で「いじめ重大事態」としての学校設置者による調査を要望した。すでに 13 日間連続で欠席していて、精神性の疾患を訴え転校せざるを得ない状況であったのだから、学校及び教育委員会は重大事態調査として迅速に適切な調査組織を設置したうえ、ガイドラインに基づいた対応を行わなければならない。市長等への速やかな報告により、職員の派遣等の支援が可能となるとされているなかで、被害児童は 11 月 24 日以降 12 月 25 日まで一度も登校出来ず、この間 23 日間に及ぶ欠席を余儀なくされていたのだから、7 日以内とされている発生報告から 36 日間連続

欠席後である 1 月 4 日の発生報告、対処方針を決定する目的において初回の教育委員会会議開催日が 1 月 6 日であったことはあまりにも遅い。

何ら進捗がないなかで、私どもが 1 月 19 日に当該いじめ重大帯の調査方針の提示を求めたことから、1 月 22 日、25 日の招集会議開催に至ったと仮定するが、調査方針を決定しいじめ被害者に報告、説明を行えたのが 1 月 29 日であったことについても、あまりにも遅い対応である。

令和 2 年 11 月 24 日の調査要望から発生報告及び招集会議開催までの 1 カ月以上に及ぶ空白期間、調査方針の説明報告までは 2 カ月以上に及ぶ空白期間が事態を更なる悪化につなげていることからも、発生報告及び対処方針を決定する招集会議開催及び調査方針決定までの遅れは否めない。

調査主体である逗子市教育委員会は、いじめ防止基本方針及び附属機関であるいじめ問題調査委員会不在の奇異な状態のなか、神奈川県教育委員会へ相談、支援、協力を仰ぎ連携したうえ、公平性・中立性、専門性が確保された人員の派遣を要請し、第三者性のある調査組織を迅速に設置するべきであったが、このような要請も行われていない。

結果論ではあるが遅くとも令和 2 年 11 月 24 日以降、またはそれ以前の早い段階で対処方針を決定し、第三者性、専門性のある調査組織を設置したうえ、適正にいじめ

事案の全容解明調査及び学校対応についての調査が行われていれば、いじめ被害者は精神的な二次的被害、時間的損失、金銭的損害を齎されずすんだはずである。

3 逗子市いじめ問題調査委員会設置の遅れについて

節目の対応として、第三者組織である逗子市いじめ問題調査委員会を設置し、当該小学校と逗子市教育委員会の対応について諮詢を行えたのが、令和3年12月13日付であったことである。令和3年4月26日付文書、学校教育課が行った調査・報告に対する所見で第三者による再調査を要望してから約8ヶ月もの期間を要した。

各いじめ事案が発生したのは、令和2年9月4日から11月2日まで、既に遠い過去の出来事である。令和3年5月9日、教育長との面談時に当該いじめ事案の対応について、逗子市教育委員会の失態であったことを認め謝罪しているのだから、緊急性を持って県教委等に協力要請を行い、付属機関（第三者により構成される組織）を一日でも早く設置し調査を行うことは出来なかつたのであろうか。「逗子市いじめ防止基本方針」が制定されていないことを理由に何もしないのだから「逗子市いじめ防止基本方針」を緊急事項とし一日でも早く制定するための行動、意見を申し出る委員はいなかつたのだろうか。約8ヶ月に及ぶ空白期間のなかで進捗もなく、いじめ被害者は更なる二次的な精神的苦痛を強いられた。

4 重大事態にまで悪化させた直接原因、11月2日事案の保護者連について

私どもは当該学校長が加害児童保護者へたいし、11月2日発生したいじめ事案について、即時に適切な状況報告を怠ったことが、本いじめ問題を重大事態にまで悪化させてしまった根幹の問題であり直接的な原因であったととらえている。

（※事務局へ5月17日付メールで、11月2日事案において学校長が加害児童保護者へ報告を怠ったのはなぜか、別添資料② 学校対応(1)-(3)の回答を求め、教育委員会より6月9日に返答を受けたが明確になっていない。）

加害児童保護者に対しても調査方針の報告は「いじめ防止対策推進法」で定められているが、当該重大事態の調査過程において加害児童保護者は本いじめ事案の内容も、調査が行われていることすら知らされていない。私から教育委員会にたいし報告義務がある旨を文書で知らせ承知していたのだから、さすがにこれはあってはならない。加害保護者はいじめている事実を知らないのだから、協力が得られるはずもなくいじめは収まらない。学校は保護者への報告も加害児童への指導も何もしない。いじめは収まるはずもなく被害者はその場を非難することしかできない。

11月2日事案において、加害保護者と学校の関係性がどうであれ、安全配慮の観点からも報告義務を怠った学校長及び逗子市教育委員会は、本いじめ問題を重大事態へ悪化させてしまった行為であったこと、保護者間の感情を悪化させる行為であったこと、事実を明確にする調査要望にたいして相反する行為であったこと、いじめ防止対

策推進法に則った基本的な対応すらなされていなかったことであり、無責任な対応である。報告義務を怠った学校長及び逗子市教育委員会は取り返しのつかない対応であったことを深く認識していただく必要がある。

5 逗子市教育委員会が取りまとめた調査報告書について

いじめ事案の調査においては、被害児童からの詳細な聞き取りが調査の基本とならなければならない。しかしながら、本いじめ事案の調査過程においては、被害児童に對し聞き取り調査は一度たりとも行われていない。

事実関係を明確にする調査目的、いじめの根絶、再発防止の観点からも被害児童本人からの詳細な聞き取りは不可欠である。情報の信ぴょう性に疑問が残るうえ、被害児童を取り残した形で調査が進められたことは教育委員会に対する信頼を喪失した。

調査過程において被害児童は保護者を通じ事実と異なる部分について、意見が有る旨を申し出ているのだから、調査する側は子どもの権利条約 12 条に定める意見表明権を尊重し、本人の意見、意思を確認しなくてはならない。

過度の配慮により被害児童からの聴取を行わなかったとされたが、聴取を試みようとした形跡すらないなかでは説得力に欠ける。

被害児童の意見表明権を奪い意思確認することをも放置した対応は、不適切かつ不公正な行為であり非人道的な対応でもある。被害児童はいじめにより尊厳を著しく踏みにじられ、尊厳を回復するためでもある調査過程においても意見表明を無視、放置され調査する側からも尊厳を踏みにじられた。

被害児童及び加害児童に聴取を行わず、学校側、教職員の記憶に基づく証言だけで、取りまとめられた調査報告書に信ぴょう性などはない。

6 学校及び逗子市教育委員会について

逗子市教育委員会が行った本いじめ事案の対応について、調査委員会から指摘された【法の理解不足】、【説明責任の原則を果す意識の組織的欠如】この2点は調査する側とすると致命的な欠点であり、重大事態事案の調査を行うべき調査組織ではないうえ、その体制すら整っていなかったことが答申により露呈された。

不十分な調査組織によって、不十分ないじめ事案の解明及び学校対応の調査が行われたことにより、いじめ被害者は精神的な二次的苦痛、金銭的損害、時間的損失を齎されたことは不運であったというほかない。

学校及び逗子市教育委員会が行つたいじめ対応は「いじめ防止対策推進法」の定める、いじめ重大事態の認識を欠いた義務懈怠があったことは答申でも触れられている。逗子市教育委員会は当該いじめ事案の対応について失態であったと明言した。

しかし、学校及び教育委員会全体の過ちとして処理することは、対応に当たった職員の個々的な問題点を曖昧にし、同種事案の再発防止及び未然防止、将来の教訓とする趣旨に反することになる。関与した職員及び責任者である教育長、校長、また、関与した職員個別の問題点については責任の所在を明確にしたうえ、他の職員の服務義務に対する理解を高める目的において、道義的責任を追及する必要がある。

学校及び逗子市教育委員会においては、抜本的な意識改革、また組織的な改革、コンプライアンス体制の強化が求められていることは言うまでもないが、改めて今後のいじめ問題への対応を早急に検討し、マニュアル化したうえ、同種事案の再発防止及び未然防止を目的に、目に見える形で改善を行い公表されることを求める。

7 公表について

逗子市におかれましては附属機関である逗子市いじめ問題調査委員会を設置後、初めて諮問された事案であり、第三者機関である本委員会の公平性・中立性を確認する意味において、また学校及び逗子市教育委員会のいじめ対応が公正かつ適切であった

のか、本いじめ問題の正しい情報、いじめ対応の正確な経過、何より市民全体でいじめの問題に対峙していく契機として、答申に対する保護者所見も含め包み隠さず公表していただくことを求めます。

私どもは今後、逗子市において同種事案の再発防止及び未然防止、将来の教訓とする趣旨を公表する意義とし、公表による弊害も意識したうえで公表することを決断しました。

本いじめ問題を重大事態にまで悪化させた根本的な原因、直接的な原因、また逗子市教育委員会が取りまとめた調査報告の問題点を保護者所見のなかで取りまとめました。これほどまでに調査を長引かせ、不十分な対応を受けてきたいじめ被害者として、答申に対する保護者所見も含めた公表を求めます。

また検証すべき点として、令和3年8月30日に行われた市長定例記者会見での隠蔽を疑わせる説明報告及びいじめ問題調査委員会へ諮問を行うにあたり、設置者の所見事項が大きく改ざんされた調査報告については、今後の市政運営に関わる由々しき問題であり公表したうえ検証を求める。

逗子市いじめ問題調査委員会に諮問された審議事項は、本いじめ問題に対する学校及び逗子市教育委員会の対応についての意見であり、いじめ事案①～③の全容解明調査とは異なります。公表されるべきは学校及び逗子市教育委員会が行った、本いじめ問題に

おいての不十分及び不適切、不誠実であった対応の詳細であると考えます。

いじめ事案①～③の調査及び調査報告においては、逗子市いじめ問題調査委員会が関与していないうえ、不十分な調査及び調査組織により取りまとめられた別添資料①については、改ざん文書、信ぴょう性の疑念、個人情報保護の観点からも公表すべきではないと考えます。

答申からだけではいじめ事案の内容については分かりづらいかと思われますので、いじめ事案の内容を最小限にまとめ概要版を作成し公表資料としてください。（要確認）

以下 5 点を公開資料としてください。

いじめ事案 3 件の説明文書（概要版として作成したもの）

答申

別添資料②

別添資料③

別添資料④

答申に対する保護者所見

以上